

田原田園

まちづくりのルール

人が自然と出逢うまち
エコタウン田原



袋井市田原田園土地地区画整理組合

田原田園 まちづくりのルール

1 まちづくりの目標

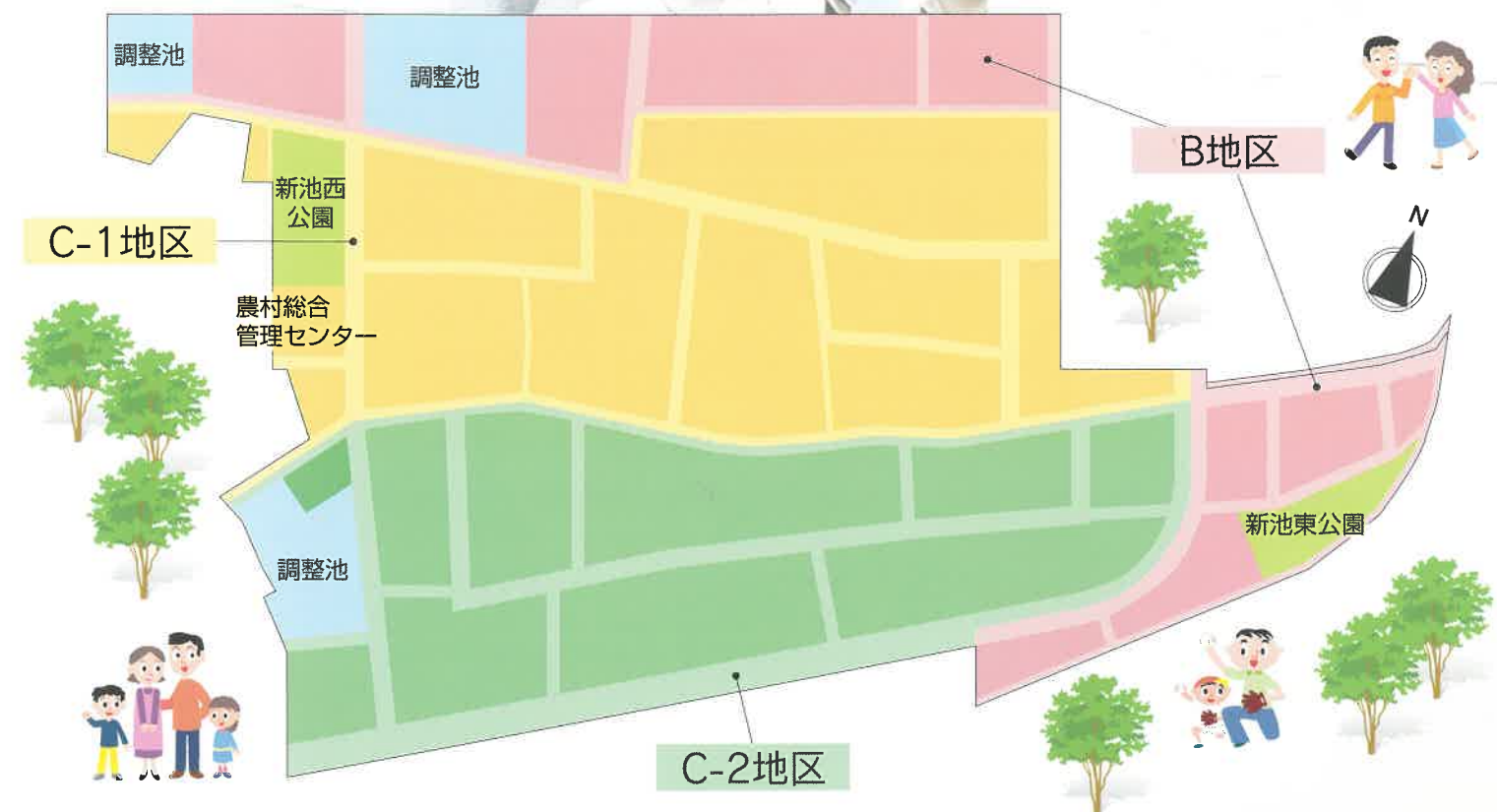
田園的な良好な環境を生かし、営農環境や自然環境と調和した良好な住環境を形成する。

2 目的

まちづくりのルールは、田原地区の豊かな自然と営農環境に配慮し既存集落と新たな住宅が調和した良好な住環境づくりを行うために定めるものです。本ルールは、都市計画法に位置づけられた「田原集落地区計画」をベースに、将来にわたってより良い地域にするために、地域に住むみんなで取り決めたまちづくりの基本となるものです。

3 区域

まちづくりのルールを定める区域は、「田原田園土地区画整理事業施行区域」とし、各ゾーンの整備方針を右に定めます。



B地区

幹線道路沿道の利便性を生かすとともに、周辺の営農環境、自然環境及び居住環境に配慮し、ゆとりある住環境と生活利便施設が共存するゾーンとする。

C-1地区

既存集落を中心としたゾーンで、従来からの豊かな屋敷林と原風景を保存しながら、隣接する新規整備地区との調和を図っていくゾーンとする。

C-2地区

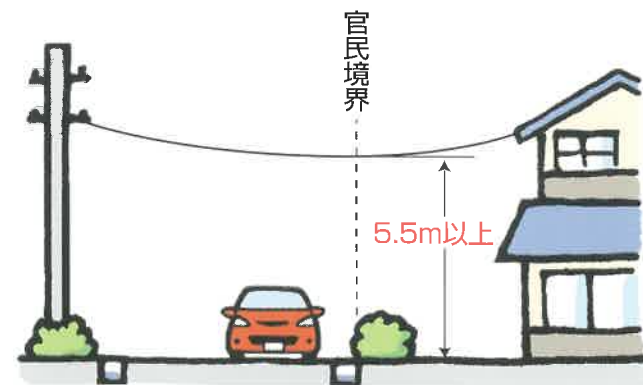
新規に建築する住宅を中心としたゾーンで、開放的な公共空間とコミュニティや防犯性が確保されるオープン外構を基本とし、緑化の推進を図ることで周辺の自然環境と調和のとれたゾーンとする。

1 地区の 景観づくり

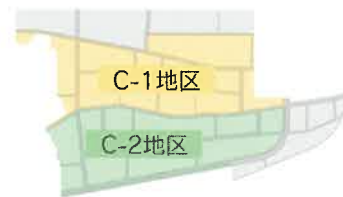
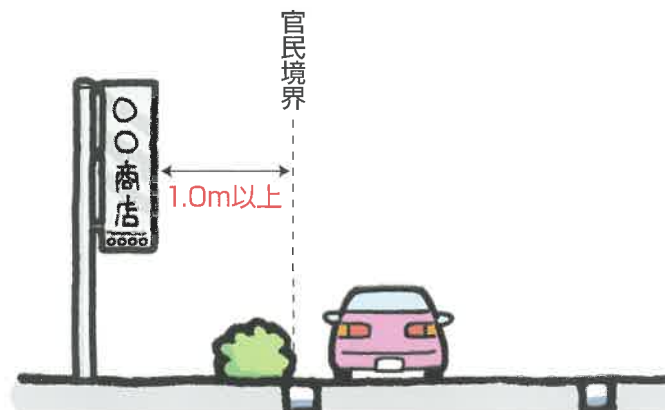


快適な居住空間を守り、住んで誇れるまちを目指すため、街並みデザインと住む人の個性が融合した、景観に配慮したまちづくりを目指します。

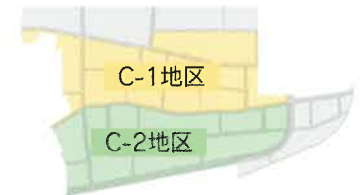
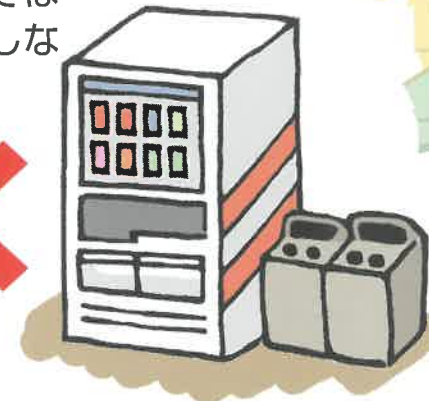
- 1 電柱は全て民有地内へ設置していくこととします。また、宅地内への全ての引込線の高さについては5.5m以上を確保することとします。



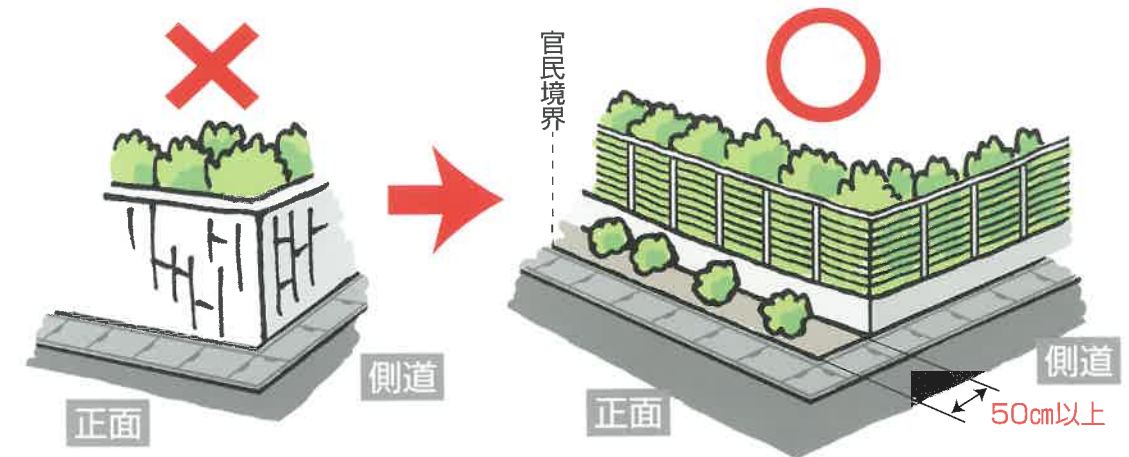
- 2 C-1、C-2地区においては看板等の工作物は出来る限り設置を控えることとします。やむをえず地区において、看板や広告等を設置する場合は建物の壁面や専用柱に設置するよう心がけ、電柱には看板や広告は設置しないこととします。なお、壁面以外に設置する場合は、「田原集落地区計画」に準じ、柱等の面の位置は道路境界線から1m以上離すこととします。



- 3 C-1、C-2地区においては極力、自動販売機を設置しないこととします。



- 4 C-2地区においては、正面等一方の道路に面して、垣・柵や擁壁などを設置する場合は、官民境界から50cm以上セットバック(後退)した位置に設置することとします。ただし、高さ1.0m以下の独立した樹木はこの限りではありません。



- 5 建物の屋根や壁面の色は、周囲との調和に配慮したものとしてします。

住み心地のよい
きれいな街を
つくりましょう!

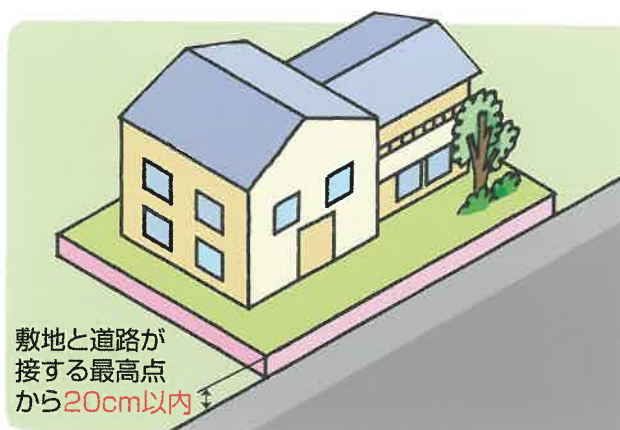


2 地区の 住環境の整備

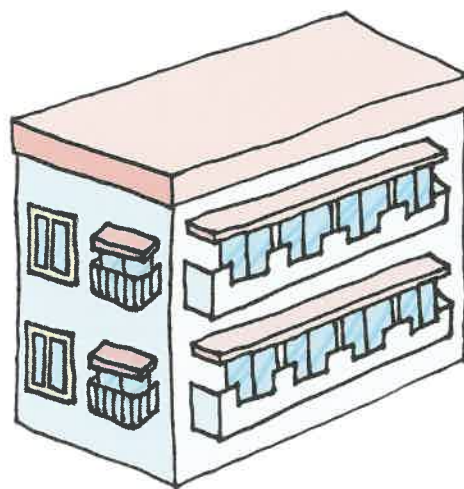


地域住民の全てに優しく、
人と自然が共生する安全で快適なまちづくりを目指します。

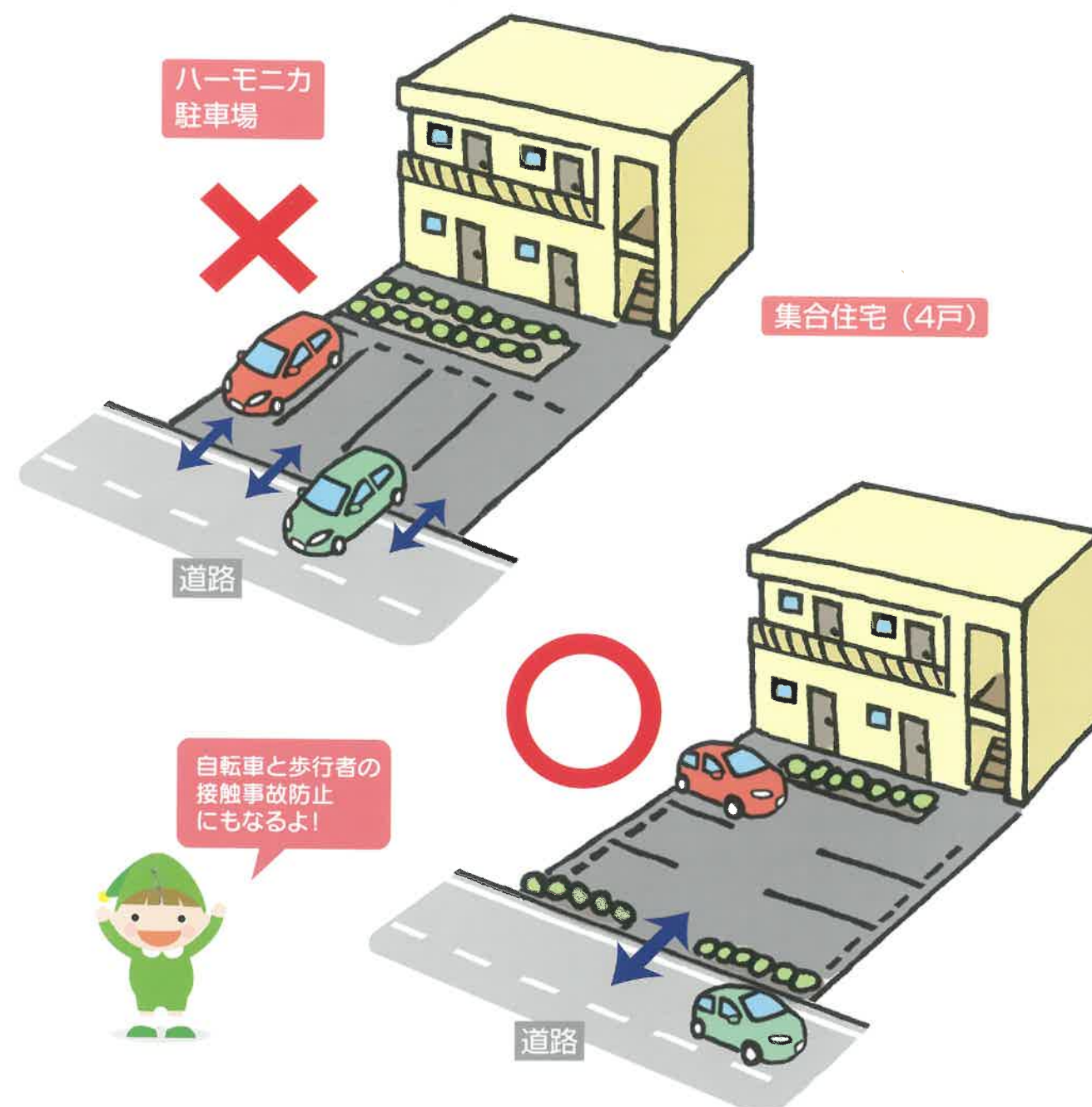
- 1 C-2地区において、敷地の造成を行う場合の造成高は、接する道路の最高点から20cm以内とし、周辺宅地の高さや排水の管理などに配慮することとします。



- 2 C-2地区については、アパートやマンション等の集合住宅の建設は極力、控えることとします。



- 3 集合住宅等の駐車場は、戸数分以上の駐車スペースを確保し、駐車車両が道路から直接出入りするハーモニカ駐車にならないようにします。



3 安心・安全なまちづくりの推進



住民が安心して生活できるよう、地域が一体となった防犯活動を推進するとともに、必要な施設を積極的に設置します。

1 街路灯や防犯灯の設置に努めます。

家に帰るのが遅くなっても安心だね



2 防犯意識の高揚とコミュニティの向上を図るため、あいさつ運動の展開と標語の設置に努めることとします。



こんにちは

みんなの街を
住みやすい街に
していこう

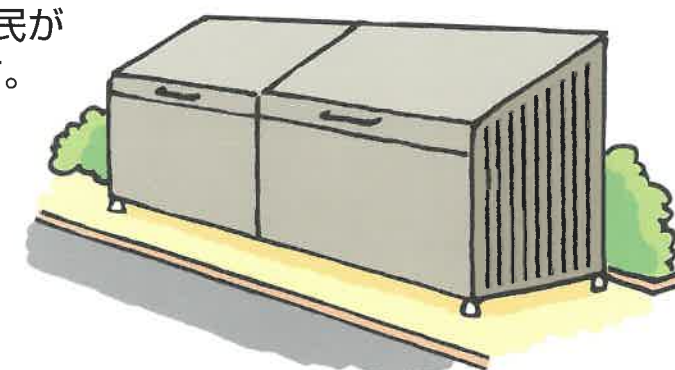


4 地区の環境美化の推進



地域の生活環境を住民自らが守り、誰もが暮らしやすく、人と環境にやさしいまちづくりを目指します。

1 区域内に設置されたゴミ集積所の維持管理は、地域住民が主体的に行うこととします。



2 ゴミの分別収集を徹底するとともに、燃えるゴミであっても敷地内での焼却は行わないこととします。



みんなの街だから
みんなで
キレイにしよう！



- 3 区域内の公共空間（道路・公園・調整池等）の環境美化を積極的に推進します。
- 4 個人の敷地は周辺住民に迷惑をかけないよう土地所有者が管理します。



みんなの街だから
みんなで
キレイにしよう！



（原野谷川沿い桜並木）

5 地区の緑化の推進



田原地区の豊かな自然と緑を住む人みんなで保全し、新たなみどりを育てるまちづくりを目指します。

- 1 公園や道路等の公共空間においては、管理者と相談のうえ、地域が主体的に樹木等の保全や維持管理を行うこととします。
- 2 民有地は敷地内緑化を推進するとともに、道路や民有地に迷惑がかけられないよう適正な維持管理を行うこととします。
- 3 道路に面して生垣以外の垣または柵（木や竹製、フェンス・金属等で透視可能なもの）を設置する場合には、敷地内の緑化を積極的に推進していくこととします。



みんなで
緑を大切に
育てていこうね





TAHARA

Rule of city planning

お問い合わせ先

田原田園土地地区画整理事業施行地区内代表（連絡先：別添参照）